

川崎市告示第130号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和7年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画高度地区の変更（第8回線引き見直し、川崎駅西口大宮町地区）

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

なし

（2）削除する部分

なし

（3）変更する部分

川崎市 川崎区 港町、旭町1丁目地内

幸 区 大宮町及び柳町地内

高津区 久末及び上作延地内

麻生区 上麻生7丁目、古沢、片平、栗平1丁目及び栗木地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課